

昭和五年勅令第三十六号

昭和五年勅令第三十六号（高等師範学校専

攻科卒業者ノ称号ニ関スル件）

昭和五年三月三十一日以前ニ於テ東京高等師

範学校ノ専攻科又ハ広島高等師範学校ノ徳育専

攻科ヲ卒業シタル者ハ文学士ト称スルコトヲ得